

名称	社会福祉法人 荻窪保育園
法人の所在地	小田原市荻窪 542-5
主な施設・事業所名	荻窪保育園

監査実施年月日	令和4年9月15日
監査の種類	一般監査
文書指摘事項	<ol style="list-style-type: none"><li>1 評議員会の開催時期・回数が定款に則していないので、是正すること。</li><li>2 理事会で決議した評議員会の招集について、理事会で変更の決議をすることなく内容を変更しているため、今後は必ず理事会で決議すること。</li><li>3 評議員会が決議することとされていない事項について決議している事例があり、理事を牽制監督する評議員会の役割と責任が不明瞭になっているため、評議員会が決議すべき事項を十分に確認のうえ、評議員会による理事の監督が適切になされるようにすること。</li><li>4 決議の省略の方法による理事会が適正な手続により行われていないため、任期満了に伴う理事長の選定がされていないので、速やかに適正な手続により理事長を選定すること。</li><li>5 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、監事の過半数の同意を得たことが確認できないので、今後は同意を得た旨を書面により確認できる措置を講ずること。</li><li>6 理事会の決議を要する事項について決議が行われていないものが見受けられるので、適正に理事会の決議を行うこと。</li><li>7 理事会の議事録の作成及び保存が不適切な事例が見受けられるので、法令で定めるところにより、正確な内容を記載した議事録を作成し、これを保存すること。</li><li>8 令和3年度の計算書類の勘定科目の記載に誤りがあるので、令和4年度決算においては会計基準に則して作成すること。</li><li>9 令和3年度の計算書類の附属明細書の記載に誤りがあるので、令和4年度決算においては正確に記載すること。</li></ol>

改善状況	1	改善済
	2	改善見込
	3	改善済
	4	改善済
	5	改善済
	6	改善済
	7	改善済
	8	改善済
	9	改善済

(注)「改善見込」とは、次に事案が発生した際（不定期）には適正な執行が確実に見込まれることを表す。